

## 令和6年7月25日からの大雨により被災された地域のお客さまに対する支援措置について (第3報)

※下線・太字部分が追加内容です(対象地域)

このたびの令和6年7月25日からの大雨により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。  
NTT 東日本は、災害救助法が適用された区域を対象に、以下の支援措置を実施します。  
なお、今後、対象地域が追加された場合は、同様の措置を拡大します。

### 1. 電話系サービス・フレッツ光等の電気通信サービスの基本料金等の取扱い

災害救助法適用地域のお客さまが、避難される等で実態的に当社サービスをご利用できなかった場合には、お客さまからのお申し出に基づき、その期間<sup>※1</sup>の基本料金等<sup>※2</sup>を無料とします。

\*上記以外のお客さまで、当社の設備故障が原因で当社のサービスをご利用できなかった場合、電話系サービス・フレッツ光等をご利用できなかった期間<sup>※2</sup>の基本料金等を無料とします。

※1: ご利用できなかった期間は、連続する24時間の単位で無料日数を計算します。(例: 30時間の場合、1日分の基本料金等を無料とします) なお、無料化の期間は最大4ヶ月までとさせていただきます。

※2: 回線使用料、配線使用料、機器使用料、付加機能使用料等

### 2. 移転工事費の取り扱い

被災による避難で仮住居への移転工事等が生じた場合の工事料金を、お客さまからのお申し出に基づき、無料とします。

\*他社の電話機等の取付工事は対象となりません。

### 3. ご利用料金の支払期限の延長

ご利用料金を請求書にてお支払いいただいている場合、お客さまからのお申し出に基づき、支払期限を請求書記載の日付より1ヶ月間延長します。

\*口座振替・クレジットカードによるお支払いをご指定のお客さまについては、自動的に口座引落としとなり、支払行為が不要であることから対象外とさせていただきます。

### 4. 対象地域(2024年7月26日現在)

鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、村山市、尾花沢市、最上郡金山町、最上郡最上町、  
**最上郡舟形町**、最上郡真室川町、最上郡大蔵村、最上郡鮭川村、最上郡戸沢村、**東田川郡三川町**、  
東田川郡庄内町、飽海郡遊佐町

### 5. 本件に関するお客さまからのお問い合わせ先

NTT 東日本 料金問合せ受付センター 0120-002-992

<受付時間: 午前9時~午後5時(土日・祝日・年末年始を除きます)>